

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜日、  
休日の翌  
日)

## 目 次

◇ 告 示 土地改良事業計画の決定

土地改良法による換地計画の決定

土地改良事業の認可(七件)

土地改良法による換地計画の適否の決定

土地収用法による事業の認定

開発行為に関する工事の完了

◇ 公安告示 風俗営業等取締法による聴聞

## 告 示

鳥取県告示第千九百九十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十七年九月二十七日付で東伯郡北条町大字曲一〇九二

松本隆ほか十八人の者から申請のあつた県営で行う土地改良(横良川地区農業用排水)事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十二月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年十二月八日から三十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場及び大栄町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第千九百九十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、中山地区第一工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十二月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年十二月八日から三十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第千九十九号

西伯町から申請のあつた町営土地改良（小原地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十二月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良（日吉津地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十二月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百一号

日野町から申請のあつた町営土地改良（下榎（下黒坂）地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十二月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百二号

日野町から申請のあつた町営土地改良（下榎（かじや原）地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十二月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百三号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（山中尻地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十二月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百四号

三朝町から申請のあつた町営土地改良（余戸地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十二月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百五号

三朝町から申請のあつた町営土地改良（岩本地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十二月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百六号

昭和五十七年九月三十日付けで河原町から申請のあつた水根地区の換地計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十二月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年十二月八日から三十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十二月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

米子市

二 事業の種類

米子市立福米東公民館建設事業

三 起業地

1 収用の部分

米子市西福原字大沢五地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

米子市役所

鳥取県告示第千二百八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年三月二十九日鳥取県指令受都計第三百六十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市国安字東

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市尚徳町一一六

鳥取市

鳥取市長 金田裕夫

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十七号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月七日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十七年十二月二十二日午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県警察本体内 鳥取県公安委員会委員室（県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者

鳥取市長 一三八―三

浦田秀雄

鳥取市商栄町一〇六一四

小柴千鶴

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥 取 県 【定価一部一箇月千四百円（送料を含む。）】